

# 社会福祉法人 南陽市社会福祉協議会

## 赤い羽根共同募金配分金助成事業実施要綱

### (目 的)

第1条 社会福祉法人南陽市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、赤い羽根共同募金の配分金の一部を、地域福祉の推進及び先駆的・開拓的な活動を行っているボランティアグループ、NPO法人、自治会等の事業に対し助成を行い、その活動を支援することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (助成対象)

第2条 本事業の対象は、南陽市内で福祉または福祉に関連する保健、医療、教育等の分野において活動するボランティアグループ、NPO法人、自治会、団体等とする。

### (助成対象とする事業)

第3条 次に掲げる事業で、毎年度4月1日から3月31日までに実施完了する事業を対象とする。

- (1) 児童、障がい者、高齢者等への福祉サービス・支援活動事業
- (2) サービス提供、支援活動に必要な研修、PR活動
- (3) その他、特に必要と認められる事業

### (助成対象としない事業)

第4条 次に掲げる事業を助成対象としない。

- (1) 介護保険サービス事業
- (2) 障がい者福祉サービス事業
- (3) 事務処理用の事務機器、通信機器の整備事業
- (4) 他の助成金と重複する事業

### (助成対象としない費用)

第5条 次に掲げる費用を助成対象としない。

- (1) 人件費に類するもの
- (2) 視察費用
- (3) 事務所となる家屋、部屋の借上料（但し、家屋、部屋が直接サービス提供場所となる場合は助成の対象とする）
- (4) 建物の増改築等の施設整備費
- (5) その他、当該団体の通常の事業運営費

### (助成額等)

第6条 この助成金の交付額は、1団体10万円以内とし、かつ1事業に対する助成額は総事業費の4分の3以内とする。なお、希望団体が予定数を上回る場合は、1団体あたりの助成額を

下げる場合がある。

(助成金の申請)

第7条 助成金の申請は、次に掲げる書類を添えて本会会長に提出するものとする。

(1) 助成金申請書(様式第1号)

(2) その他本会が求めるもの

(審査選考)

第8条 審査選考後に助成金の可否について本会より直接通知するものとする。

(1) 助成金決定・却下通知書(様式第2号)

(助成金の請求・交付)

第9条 この助成金の決定の通知があったときは、助成金請求書(様式第4号)を本会会長に提出するものとする。本会会長は、助成対象となった団体からの助成金請求書に基づき、事業実施時期に配慮し交付する。

(助成の明示)

第10条 この要綱により助成を受けた事業は、「赤い羽根共同募金配分事業」の助成を受けたことを明示しなければならない。

(活動実績の報告及び精算)

第11条 助成を受けた団体は、次に掲げる書類を添えて事業終了後速やかに本会会長へ提出するものとする。

(1) 助成金実績報告書(様式第3号)

(2) その他本会が求めるもの

(助成金の返還等)

第12条 助成を受けた団体が、助成金を不正または虚偽に使用した場合は、すでに交付した助成金の返還を命じることがある。

(個人情報の保護)

第13条 助成金の申請、助成団体について下記の通り、個人情報の保護を徹底する。

(1) 申請書等に記載いただく個人情報は、本会において適正に管理し、無断で第三者に提供しない。

(2) 申請書等に記載いただく代表者名、担当者名等は、選考審査に係る連絡等に使用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。